じゅんぷう広報誌（季刊）

えがお

第14号
平成23年
9月1日発行

発行元
（福）堀川健康会
介護老人保健施設
じゅんぷう広報委員会
平成２０年６月１日創刊

春風駘蕩～風の便り～

　東日本大震災から早や半年を経ましたが今年の夏空は殊のほか長きにわたり、暑さの盛りを過ぎたとはいえ、被災地の皆様には、ただ衷心よりお見舞いを申し上げるばかりです。

　東北地方では残念なことに、老人保健施設も数多く被災しました。１５０名にも及ぶご利用者がお亡くなりになったのをはじめ、数十名の職員が犠牲になったとされ、施設の被害は全壊３、半壊２、一部損壊１４８施設にも達したとのことです。また福島原発事故に伴う避難区域内にも５箇所の老人保健施設が立地しており、今なお不自由な運営を余儀なくされているようです。

　もちろん被災施設には地震発生直後より、主に全国老人保健施設協会を通じ、物心両面での援助が続けられていますが、広大な東日本地域ゆえ、そこにお住まいの多くの要援護者の皆様にとっては、まだまだ心細い限りであろうとお察しするほかありません。

　私たちも、今一度、被災地と思いを共にし、一日も早い復旧・復興を願いたいと思います。

施設長　吉田巌

職員紹介

今回は４階フロアの明るい女性スタッフ３名です！

中田眞理子さん（写真右）
「最近ピアノを習い始めました。難しいですが、とても楽しいです。フロアでは折り紙や貼り絵をご利用者様と楽しみながら取り組んでいます。」

足立千絵さん（写真中央）
「ロックバンドのＧＬＡＹと、ジャニーズが好きで、よくライブへ行ってストレス発散しています。最近は東京や福岡まで行ってきました。」

八尾圭名子さん（写真左）
「歌手グループのエグザイルの大ファンです、本当にかっこいいです。休みの日は洋服を買いに行くことが大好きです。」

行事委員会の紹介

　今年の夏もきびしい暑さでした。皆様お変わりありませんでしたでしょうか。私たち行事委員会は、施設をあげてのお祭りや季節ごとの催しなどを企画・立案し、他職員との連携のもと、ご利用者の皆様とも力を合わせて一緒に行事をつくりあげていく委員会です。

　来る９月１１日に、「じゅんぷう敬老祭」が行われます。当施設最大の行事で毎年秋に開催され、好評を頂いております。敬老の日に近いことから祭りの名に敬老の語を冠し、祭りのテーマを「ご利用者様・ご家族様・職員が共に感謝し合えるお祭りに」と致しました。当日に近づくにつれて祭りへの意気もいよいよ熱を帯びてきています。

　私たちは、ご利用者様の楽しい時間にはご家族様とお過ごしのひとときより勝るものはないと考えています。当日はさまざまなイベントや露店を準備し、祭りの雰囲気を盛り上げてまいります。ぜひ、ご利用者様と職員がともにつくりあげた年に一度のお祭りの空間にて、ご利用者様との楽しいひとときをお過ごしくださいませ。心よりお待ちしております。

右は昨年度の敬老祭の様子です。昨年以上に盛り上がること間違いなしです！是非、ご参加ください。

接遇委員会の取り組み報告

　接遇委員会では、ご利用者・ご家族に対しより良いサービスを行い、安心と満足を得て頂ける様、日々職員の接遇の振り返り・向上に努めています。この度その活動の一つとして七月上旬に職員間で「ありがとうカード」という取り組みを行いました。

「ありがとうカード」とは、普段伝えられない感謝の気持ちや、他の職員が手助けしてくれた時の嬉しかった思い等をカードに書き、思いを伝えるという取り組みです。

　【思いを伝える・互いを理解する・感謝する・人の良いところを見つける】これらにより、ご利用者により良いケアができるようチームワークを育み、何でも話し合える職場環境作りを目指し取り組みました。今回の取り組みで何でも話し合える職場環境作りに貢献された方をこの場を借りて表彰させて頂きます。また各フロアにも表彰した方の写真を掲示していますのでご覧ください。

・各フロアで最もカードを受け取った職員・・・
清水理恵、辻本真美、尾崎達郎、古川尚志、上田匡志、西垣将史、藤森朝美

・各フロアで最もカードを送った職員・・・
行譜正也、上村晋也、古川尚志、杉山真貴子、西川明日香

今後も他スタッフに感謝の気持ちを伝え、より良いケアができる環境作りを目指していきたいと考えております。

平成二十三年度　接遇委員会

ありがとう

相談室よりこんにちは（前号からの続き）

　前号の小欄では、身体障害者手帳（以下　身障手帳）についてお話しました。今回は、身障手帳を取得することで利用できる施策のいくつかをご紹介したいと思います。

●重度障害老人健康管理費支給事業
　身障手帳の場合は２級以上の手帳を交付されている方を対象に、後期高齢者医療保険等の一部負担金に相当する額が支給されます（所得制限あり）。

●特別障害者手当
　日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の在宅の重度障害者に支給されます。障害の程度や内容に関する基準、所得制限があります。３ケ月以上の入院や施設入所時は支給停止となります。

●在宅福祉サービス
　居宅介護（各種ヘルパー）、通所サービスや短期入所、日常生活用具の貸与や給付、補装具の交付をはじめ様々なサービスがあります。介護保険と共通する在宅福祉サービスは介護保険でのサービス利用が原則となりますが、介護保険にない固有のサービスは障害者施策から提供されます。また、障害の程度や必要な援助の内容などにより利用が可能な場合もあります。

　これらの他にも、税の減免や公共交通機関の運賃割引等、様々な施策・サービスがあります。一部の資料はじゅんぷうの相談室にもございますので、ご質問等がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。なお、制度の詳細につきましては、お住まいの区の福祉事務所にお問い合わせ下さい。

ご利用者俳句・川柳

Gパンの
膝に裂け目や
信長忌

デイケアご利用者

じゅんぷうHP　http://www.junepooh.com/